

【機関誌編集委員会規程】(2018年4月15日改正)

- 第1条 関西社会学会は、関西社会学会会則第3条にもとづき機関誌を編集・発行するために編集委員会を置く。
- 第2条 編集委員会は、編集委員長および編集担当理事若干名から構成される。
- 2 編集委員長および編集担当理事は理事会において互選される。
- 第3条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、別に定める機関誌編集規定に基づき、機関誌編集を統轄する。
- 2 編集委員会は、必要に応じて編集担当理事の中から副編集委員長を互選し、編集委員長を補佐・代行する。
- 第4条 編集委員会は、投稿原稿の審査のため、適切な人数の専門委員を選任する。
- 2 編集委員会は、投稿論文に対して専門委員に審査を依頼する。
- 3 編集委員会は、専門委員の審査報告にもとづいて、投稿原稿の修正指示等の措置を決定する。
- 4 編集委員会は、依頼原稿の執筆依頼を行う。
- 5 編集委員会は、投稿原稿および依頼原稿の掲載の可否を決定する。
- 第5条 編集委員会は編集委員会事務局をおく。
- 2 編集委員会事務局は  
〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入西大路町 146 番地 中西印刷  
(株)内  
に置く。
- 第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

【機関誌編集規定】(2018年4月15日改正)

1. 本誌のタイトルは、『フォーラム現代社会学』とする。
2. 本誌は、原則として年1回発行する。
3. 本誌は、論文、書評、学会活動報告などから構成される。
4. 論文は、特集論文と会員からの投稿論文とからなる。
5. 書評は依頼原稿とする。
6. 学会活動報告は、学会大会等の活動状況の報告にあて、依頼原稿とする。
7. 編集委員会は、執筆要項および投稿規定を別途定める。
8. この規定の改廃は、理事会の議決により行うものとする。